

第3章 分野別基本計画

ノーマライゼーション理念の普及のために

障害者基本法は、基本的理念として「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」(第3条第2項)および「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」(第3条第3項)とうたっています。障害と障害のある人についての理解が足りないことによる差別や偏見は、今もって少なくありません。障害のある人が社会参加をしようとするとき、最も大きな障壁となるのは「心の壁」なのです。

この障壁を取り除き、ノーマライゼーション理念を浸透させるため、さまざまな機会を利用して啓発・広報活動を行っていきます。また、学校教育、社会教育において、障害者問題への理解を深める福祉教育を推進します。

「心の壁」の除去が進むことにより、各分野の障害者施策の急速な進展が期待できます。

第1 啓発・広報

障害のある人を含むすべての人にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、障害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会を構成するすべての人が、障害のある人および障害に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。市民の理解を深めるため、障害のある人とない人のふれあいを深めるための啓発・広報を推進します。

1 障害者問題の理解促進

障害および障害のある人に対する正しい理解・認識と行動を促すため、企業、労働組合、マスメディア、障害者団体など民間諸団体、障害のある人を含むすべての市民に対する啓発・広報活動を充実します。

(1) 広報事業

（「障害者週間」の周知）

市民の間に、広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12月3日から12月9日までの「障害者週間」について、市の広報やマスメディアなどを通じてその趣旨の普及に努めます。

（広報媒体を通じた啓発）

「広報とやま」、市のホームページ、テレビ・ラジオなどあらゆる広報媒体を通じて啓発を行い、障害のある人についての理解の促進に努めます。

(2) 障害および障害のある人への理解の促進

（各種行事における啓発活動）

障害者週間等の各種行事を中心に、一般市民、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。

（障害者団体による啓発・普及活動の支援）

障害者団体による障害や障害のある人に関する啓発・普及活動も重要であり、その活動を支援します。

（身体障害者補助犬への理解）

身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について、市民・事業者の理解を得られるよう努めます。

(3) 各種イベント

（「障害者週間」の関連事業）

障害者問題に対する市民の理解を深め、障害のある人の社会参加を支援するため、12

月上旬に開催している障害者理解の促進を図る障害者（児）作品展等については、今後とも充実していきます。

（各種イベントにおける障害者の参加）

各種イベントや行事等の実施については、その企画・立案段階から障害のある人の参加を促進し、障害のある人にとって意義のあるものとなるよう、実施方法についても検討していきます。

(4) 交流事業

（ふれあい広場の開催）

子どもから高齢者までの世代間や障害のある人たちとの交流を通して、地域の社会福祉団体の活動への理解、福祉活動やボランティア活動の普及・啓発を図るため実施している市民ふれあい広場は、今後とも充実していきます。

（ふれあいキャンプの実施）

障害のある児童と障害のない児童が、豊かな自然の中でふれあい、友情を深め、思いやりの心や協調性・自立性を育むことを目的として毎年8月に実施しているふれあいキャンプは、今後とも実施していきます。

（種別を超えた障害のある人同士の交流）

障害のある人に関する多くの事業や行事は、障害の種別ごとに実施されていますが、種別を超えた活動や交流を促進して、共通理解や相互協力が図られるよう努めます。

(5) 近所づきあい

平成18年6月に行った「障害者計画・障害福祉計画アンケート」と平成17年8月に行った「地域福祉に関する市民意識調査」の結果において、障害のある人の多くは一般市民より近所づきあいをしていないことがわかりました（27頁参照）。市や社会福祉協議会などの団体による啓発、地区福祉活動計画の策定などを通じて、近所づきあいの輪を広げていきます。

2 福祉教育の推進

児童・生徒や市民に対して、障害および障害のある人に関する正しい理解と認識を深めるため、福祉教育を充実します。

（学校における社会奉仕体験活動）

学校教育法においては、小学校、中学校、高等学校等に「ボランティア活動など社会奉仕体験活動」の充実に努めることが規定されています。小学校、中学校、高等学校等は、市社会福祉協議会、社会福祉施設、NPO法人等と連携して、社会奉仕体験活動等に取り組みます。

（特別支援学校との交流事業の促進）

小・中学校と特別支援学校との交流などを行い、相互理解を深める教育の推進に努めます。

（生涯学習における福祉講座の開設）

生涯学習において、福祉に関する講座の充実を図ります。必要に応じて、子ども、高齢者、障害のある人への支援別講座を開設し、活動を希望する受講者と、ボランティアを必要とする施設、団体等を結びつけていきます。

（出前講座の活用）

出前講座は、市職員が地域に出向いて行うものです。福祉に関する講座の内容の充実とPRに努めることにより、参加を促進し、地域住民の福祉への関心を高めていきます。

第2 ボランティア活動

障害のある人が抱える問題に対して理解を深めるために、市民が各種のボランティア活動に、気軽にかつ積極的に参加することが重要です。また、障害のある人が、ボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも重要です。学校教育や社会教育をはじめ、生涯学習の幅広い分野において、市社会福祉協議会と連携して、市民のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めます。

1 ボランティア意識の醸成

いつでも、誰でも、どこでも、喜びを持って、ごく自然に助け合う社会の形成をめざし、ボランティア意識の醸成を図ります。

（ボランティア活動に対する市民意識の醸成と参加の促進）

市社会福祉協議会（ボランティアセンター）と連携して、広報などを通じ、とやまボランティアサイト、ボランティア活動に関する市民意識の醸成を図るとともに、ボランティアに関する情報などを提供して、市民のボランティア活動への参加を働きかけます。

（市職員のボランティア活動の促進）

研修等を通じて、市職員のボランティア意識の高揚を図ります。また、市職員など公務員には、ボランティア休暇制度があることから、これを活用したボランティア活動への参加を呼びかけていきます。

2 ボランティアの育成

市民が、点訳・音訳・手話ボランティアなどを通じて、多様なボランティア活動に積極的に参加するための支援を行います。

(1) ボランティア活動に対する支援

（地域福祉活動グループへの助成）

ボランティア活動の育成を図るため、ボランティアグループの福祉活動の支援につ

いて助成を充実していきます。

(退職者等が行うボランティア活動への支援)

10年以内に、団塊の世代の多くが退職者となります。退職者のボランティア活動は、活動者の介護予防や健康寿命の延伸につながるとともに、要援護者等の地域生活の維持向上にもつながると考えられ、市はこれを支援します。

(障害のある人が行うボランティア活動への支援)

障害のある人が主体となって行うボランティア活動は、ノーマライゼーション理念を具現化するものであり、その支援に努めます。

(2) ボランティアの養成

(ボランティアリーダーの養成)

ボランティアグループの資質向上とボランティア活動の拡充を図るため、ボランティアリーダー、ボランティアサポーターの養成への支援を充実していきます。

(サマーボランティア活動事業の推進)

社会福祉施設でのボランティア体験学習を通じて、社会福祉への理解と関心を高めるため、高校生以上の人を対象に実施しているサマーボランティア活動事業の充実に努めます。

(3) ボランティアセンター

(各種ボランティア養成講座の充実)

ボランティアセンターで実施している「点訳講座」「音訳講座」「手話講座」「要約筆記講座」等の充実を図るとともに、講座の種類を拡充します。

(ボランティア登録や斡旋の充実)

ボランティアセンターにおけるボランティアの育成・支援について、広く市民に周知するとともに、登録・斡旋等にかかる相談事業を充実し、登録者や斡旋件数の増加を図り、ボランティア活動の活性化を推進します。

(4) ボランティアのネットワークづくり

ボランティアの養成、コーディネート促進を図るため、ボランティアセンター、行政機関、福祉関係機関、市民団体等とのネットワークづくりを推進します。

生活の質の向上のために

平成17年10月、障害者自立支援法が成立しました。この法律の提案理由は、「障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等が総合的に提供されるよう、自立支援給付を創設する等の措置を講ずる必要がある」とされています。

障害のある人が、一人の生活者として、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていきたいという考え方は当然のことです。このことを踏まえ、障害のある人が、できる限り主体的に自立生活を送れるようにするための選択肢を広げ、生活の質の向上を実現できるように施策を推進する必要があります。

利用者本位の考え方に立って、個々のライフステージにあわせた保健・医療、生活支援サービスの充実に努め、すべての障害のある人に対して豊かな地域生活の実現に向けた取組みを推進します。

第1 相談・情報提供

平成18年6月に実施した「障害者計画・障害福祉計画アンケート」においては、身体に障害のある人の25.2%、知的障害のある人の33.4%、精神に障害のある人の29.5%、障害のある児童の42.7%が、暮らしやすくなるためには「いつでも何でも相談できる窓口を用意してほしい」と答えています。

わが国の福祉施策は、援護を必要とする人からの申請に基づいて、サービス等を給付することになっています。したがって、サービス等を知らない人、サービス等を受けられること

が分かっているにもかかわらず申請しない人は、サービスを受けることができません。サービスを受ける要件を満たしているのにそれを知らないため、受けることができない人がいるとすれば不公平です。障害のある人が相談しやすい体制の確立、情報提供の充実と権利擁護システムの構築を図っていきます。

1 総合的な相談体制の充実

障害のある人に、ライフステージのすべての段階を通じて、きめ細かいサービスを提供していくためには、個々の施策を包括的に検討し、実施する機関が身近にあることが不可欠です。本人や家族の相談窓口となるとともに、地域で暮らすための様々なサービスをコーディネートする総合的な支援体制の整備を進めます。

(1) ピア・カウンセリング

(ピア・カウンセリングの充実)

障害のある人自身がカウンセラーとなって、障害のある相談者の社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対して個別援助や支援を行うピア・カウンセリングを充実します。

(身体障害者相談員等の充実)

障害のある人の相談に応じ、必要な指導等を行うために、身体障害者相談員として66人、知的障害者相談員として15人に委嘱していますが、その役割を十分果たすことができるよう、研修等を通じて充実を図ります。

(障害者福祉啓発事業の充実)

市内の障害者団体に委託して、同種の障害のある人や会員の人たちを対象に開催している療育相談会等は、障害者団体に情報提供を行うなど今後も充実に努めていきます。

(2) 相談体制

(障害者福祉プラザでの総合的な相談体制の充実)

障害者福祉プラザの施設や生活指導員・理学療法士・作業療法士などの専門職の技能を生かして、リハビリから日常生活支援までの幅の広い専門性のある総合的な相談体制の充実を図ります。

(関係機関とのネットワークの充実)

障害者福祉プラザを核として、更生相談所や保健所など関係機関とのネットワークを充実します。

(心の健康相談・精神保健福祉相談の充実)

保健所では、市民の心の健康を守るため、保健師や精神保健福祉相談員による相談を随時実施するとともに、精神科医による相談を毎月4回実施しており、今後とも相談にかかわる職員の質の向上に努め、相談体制の充実を図ります。

(3) 専門支援体制

(身体に障害のある人の相談支援の充実)

身体に障害のある人の在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピア・カウンセリング、情報の提供などを行う身体に障害のある人の相談支援の充実を図ります。

(知的障害のある人の相談支援の充実)

重症心身障害のある人、知的障害のある人および障害のある児童の地域での生活を支援するため、相談・情報提供、在宅福祉サービスの利用援助などを行う知的障害のある人の相談支援を充実します。

(精神に障害のある人の相談支援の充実)

日常生活支援や相談、地域交流事業などを通して、精神に障害のある人の地域での自立生活を支援する事業の充実を図るとともに、保健所、各保健福祉センター、障害福祉課、地域包括支援センター等との連携を促進します。

(発育・発達相談等の充実)

各保健福祉センターで実施している乳幼児教室や乳幼児健康相談などにより、心身の発育・発達や子育てに関する各種の相談の充実を図ります。

(地域における相談体制の充実)

障害のある人の身近な地域における相談機関として、32か所に設置されている地域包括支援センターの利用を推進します。地域包括支援センターにおいては、障害のある人の各種相談に応じるとともに、障害のある人の権利擁護等を行います。なお、より専門性を必要とする相談等に関しては、前記の身体・知的・精神の専門相談機関等へつなげます。

(地域精神保健福祉推進協議会活動の推進)

市民の心の健康づくりを推進するとともに、地域社会の精神に障害のある人に対する理解と関心を高めるため、精神保健福祉に関する講演会やフォーラムを開催し、市民が主体となった心の健康保持・増進および障害のある人を支援するための基盤づくりを進めます。

(発達障害のある人への対応)

発達障害のある乳幼児や児童の相談に対応できるよう各保健福祉センター、学校、幼稚園・保育所、医療関係等の職員に研修等を実施するとともに、発達障害のある成人に対する相談体制について検討します。

(高次脳機能障害のある人・難病患者等への対応)

高次脳機能障害のある人および難病患者等については、医師、精神保健福祉士、保健師等が専門性を生かし、各保健福祉センターで相談に応じます。

(市職員の専門性の確保)

障害関連業務に携わる市の職員については、適切に業務が推進できるよう研修などを通じ、専門性の確保に努めます。

(専門職の確保)

社会福祉士や精神保健福祉士、精神保健福祉相談員など、専門知識を有する職員の確保・配置に努めます。

(地域自立支援協議会の設立)

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場である地域自立支援協議会を設立します。

2 情報提供の充実

障害のある人が適切なサービス等を受けることができるよう情報の提供に努めます。また、視覚に障害のある人、聴覚に障害のある人および知的障害のある人は、その障害のために情報の入手が大きな課題となっています。点字や音声、字幕付きのテレビ放送、インターネットなどによる情報提供の充実を図ります。

(1) 行政情報

(「障害福祉のしおり」の充実)

障害のある人を対象とする福祉サービス、教育、相談機関などの情報をまとめた「障害福祉のしおり」は、内容の充実を図りながら発行していきます。

(視覚に障害のある人等に配慮した情報提供の充実)

「障害福祉のしおり」や市の広報紙「広報とやま」は、視覚に障害のある人に配慮して、点字版、音声版を発行していますが、今後も内容の充実を図りながら発行していきます。

(ホームページによる福祉情報の充実)

インターネットの利用者が急増していることから、ホームページを充実し、行政情報、福祉情報の浸透に努めます。

(2) 一般情報サービス

(録音図書の貸出サービス等の充実)

市立図書館で実施している視覚に障害のある人に対する録音図書の貸出サービスは、対象図書の増加などサービスの充実を図ります。

(図書郵送貸出サービスの充実)

市立図書館で実施している重度の障害のある人への図書郵送貸出サービスは、充実を図っていきます。

(情報提供の拠点として障害者福祉プラザの充実)

障害者福祉プラザが、情報収集と発信の拠点となるよう、障害のある人が利用する様々な情報を集積するなど、その整備を推進します。

(テレビの字幕・副音声サービス導入の要望)

テレビ放送については、できるだけ字幕スーパーや手話の挿入、副音声による背景説明など、障害のある人に配慮した手法を取り入れるよう放送事業者に要望します。

(地域包括支援センターの福祉情報マップの活用)

地域包括支援センターで発行している福祉情報マップに障害のある人が活用する情報の提供を推進していきます。

3 コミュニケーション手段の確保

コミュニケーションが困難な聴覚に障害のある人、言語に障害のある人および視覚に障害のある人に対する支援を推進します。

(手話通訳者、要約筆記者の養成・確保)

聴覚や言語に障害のある人のコミュニケーションを支援する上で、手話通訳者や要約筆記者は重要な役割を果たします。市では手話教室や要約筆記養成講座を実施してその養成に努めており、これらの養成事業の充実を図りながら、その確保に努めていきます。

(手話通訳者の派遣)

障害者福祉プラザ(富山市社会福祉事業団)に委託して実施している手話通訳者の派遣事業については、コミュニケーション支援事業として充実していきます。

(要約筆記者の派遣)

要約筆記者の派遣については、富山市聾唖福祉協会に委託して、コミュニケーション支援事業として実施します。

(手話通訳士の拡充)

障害者福祉プラザでは、来所される聴覚に障害のある人に対応するため、また、市の行事で手話通訳を行うために、手話通訳士を設置しています。今後、利用状況により、拡充を検討していきます。

(ガイドヘルパーの派遣)

富山県視覚障害者協会に委託している盲人ガイドヘルパーの派遣事業は、視覚に障害のある人の社会参加を促進するため、移動支援事業として充実に努めていきます。

(市職員の手話講座研修の実施)

市職員に対して、手話講座研修を通じ、手話のわかる職員の養成に努めていきます。

4 権利の擁護

自らの意思を表明することが困難な人々など、障害のある人の権利を守るしくみを構築します。

(1) 権利擁護システムの構築

(成年後見制度の円滑な実施)

知的障害のある人や精神に障害のある人などの自己決定能力が低下している人の権利を擁護するため、財産の処分や管理などの法律行為に関する援助などを行う成年後見制度について、地域の相談機関である地域包括支援センターとも連携をとり、家庭裁判所等の関係機関と協力して、円滑な実施に努めていきます。また、市社会福祉協議会に法人後見制度の実施を促していきます。

(地域福祉権利擁護事業の普及)

判断能力が低下した人たちが地域で安心した生活を送れるよう、日常生活における福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用援助とそれに付随した日常的な金銭管理等を都道府県社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業について、市においても協力していきます。

(福祉サービスにおける行政手続きの適正化)

障害のある人が、福祉サービスに係る行政行為や処分の内容について正確に理解できるように努めるとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため行政手続法や行政手続条例等にとり、適正な福祉サービスの提供に努めていきます。

(苦情解決の仕組み)

福祉サービス利用者の苦情の解決や、解決困難な事例を処理するため、都道府県社会福祉協議会に運営適正化委員会が設けられています。市においても苦情処理の解決に努力していきます。

(虐待の防止)

地域で高齢者虐待の相談に対応している地域包括支援センターとも連携し、障害のある人の虐待の防止および虐待の早期発見体制を構築します。

(2) 市民参加・政治参加

(障害者団体からの要望等への対応)

市では、障害者団体からの要望を随時受け付け、団体との協議を通じて、要望の解決や実現に取り組んでいます。また、懸案事項等の解決においても、障害者団体の意見を聞くための協議会等を設置して対応しています。今後も、この姿勢を崩すことなく継続していきます。

(障害のある人に配慮した投票所の整備)

投票所は障害のある人や高齢者等に配慮して、車いすや簡易スロープの設置、介助者の配置などを行い、投票しやすい環境整備に努めます。

第2 保健・医療

障害のある人に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実するとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図っていきます。

とくに身体に障害のある人や知的障害のある人の施策に比べて遅れていると言われる精神に障害のある人の施策の総合的かつ計画的な取組みを促進します。

1 障害の予防と早期発見・早期治療の推進

障害の予防、早期発見・早期治療は、障害関連施策の中でも重要な施策です。安全な分娩、障害のある乳幼児の早期療育に努めます。

(1) 妊婦・産婦に対するサービス

(妊婦健康教育の充実)

母性の健康の保持、増進に資するため、母親教室を実施し、妊娠中の個々の問題に対応したきめ細かな保健指導の充実に努めます。

(妊婦健康診査の充実)

安全な分娩を目的とする妊婦健康診査の充実に努めます。

(妊産婦訪問指導の充実)

妊産婦情報システムを利用し、必要に応じて所見のある妊産婦については、早期からの疾病予防、治療を推進するとともに、訪問指導を実施して妊産婦健康診査等の事後指導の充実に図ります。

(2) 乳幼児に対するサービス

(乳幼児健康教育の充実)

乳幼児の健康の保持、増進に資するため、赤ちゃん教室や幼児教室を実施し、乳幼児期の個々の問題に対応したきめ細かな保健指導の充実に努めます。

(乳幼児健康診査の充実)

疾病や発育・発達の遅れや、心身の異常の早期発見、早期治療に努め、早期に適切な支援等を行うことを目的に、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の充実に努めます。健康診査で発見された心身の遅れや障害の疑いのある乳幼児に対して、精密検査の勧奨や療育施設の紹介等を適切に行います。

(乳幼児発達健康診査の充実)

乳幼児健康診査後の経過観察が必要な乳幼児に対して、乳幼児発達健康診査を実施し、専門職によるきめ細かい事後指導に努め、事業の充実に図ります。

(新生児聴覚検査体制の充実)

聴覚に障害がある場合は、早期に発見し、適切な支援をすることが、乳幼児の言葉と心の成長のためには非常に大切です。聴覚の障害を早期に発見するために、出生後医療機関で実施される新生児聴覚検査を母子健康手帳交付時等で普及啓発するとともに、相談や早期支援体制の充実に努めます。

(障害の早期発見と早期療育)

障害の早期発見と早期療育は、その後の障害の軽減や発達に及ぼす影響が大きいことから、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職と療育の場の確保を図るとともに、障害に対応した発達を支援します。

(専門機関のネットワークづくり)

子どもに障害があるとわかったときの親の不安の解消を図り、適切な療育相談や福

社サービスの情報提供を行うことが求められています。このため、保健所・保健福祉センター、保育所・幼稚園、療育機関、医療機関など、専門機関のネットワークを確立し、専門の相談、療育機関への紹介、手帳や手当等の取得・受給など迅速な対応に努めます。

2 健康管理・増進施策の充実

各種相談や指導等を充実することにより、障害のある人の各ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

(1) 教育・相談等

(健康教育・健康相談の充実)

小・中学校で実施している“すこやか健診”に伴う指導や、専門医による講話・事例検討会を通じて、小児生活習慣病の予防や健康増進等をテーマとする健康教育・健康相談を充実します。

(呼吸器教室の充実)

呼吸器の機能障害がある人を対象に開催している呼吸器教室は、呼吸法についての実技指導を取り入れ、より充実を図ります。

(特定疾患療養相談会の充実)

在宅難病患者およびその家族に対する医療相談会の開催や個別訪問による相談の充実を図ります。

(2) 訪問事業

(訪問指導の充実)

介護保険との整合性を図りながら、保健師、看護師、栄養士、理学療法士、精神保健福祉相談員等が家庭を訪問し、心身の機能低下防止や健康の保持増進を行う訪問指導の充実に努めます。また、医療の継続や受診についての相談援助や勧奨のほか、社会復帰援助や生活支援等の訪問指導の充実に努めます。

(訪問口腔指導の充実)

介護保険との整合性を図りながら、歯科衛生士が家庭を訪問し、口腔衛生の保持向上と健康増進を目的として行う訪問口腔指導の充実に努めます。

3 医療サービスの充実

医療機関等の協力を得て、障害のある人が、一般医療や救急医療、歯科診療を安心して受けることができるよう、医療サービスの充実に努めます。

(1) 障害の原因となる疾病等の治療

(周産期・小児医療施設の整備)

周産期集中治療管理室や新生児集中治療管理室を含む周産期・小児医療施設の施設および設備の整備について、県と連携を図ります。

(障害の原因となる疾病の治療)

障害の原因となる疾患、特に精神疾患、難治性疾患等について適切な治療を行うため、専門医療機関、心の健康センター、児童相談所等との連携のもとに、保健福祉センター職員による相談指導、訪問指導等の充実に努めます。

(救急医療、急性期医療等の提供体制の充実)

障害の原因となる外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実および関係機関の連携を促進します。

(精神疾患や難治性疾患患者の治療・保健サービスと福祉サービスの連携)

精神疾患や難治性疾患患者に対する治療および保健サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供体制を検討し、その充実に努めます。

(継続的医療が必要な人への対応)

人口透析が必要な慢性腎不全、精神疾患、難治性疾患など障害に対する継続的な医療が必要な人に対しては、身近な医療機関等における医療の提供、医学的相談体制の整備等、適切な保健・医療サービス提供を検討します。

(発達障害への対応)

富山県と連携して、発達障害の診断、治療ができる医療体制の確保に努めます。

(視覚・聴覚に障害のある人への情報提供)

視覚や聴覚に障害のある人が安心して診療が受けられるよう、振動呼出器等による呼び出し、手話による対応、待合室の電光掲示板などの整備をしておりますが、今後もその充実に努めます。

(歯科保健医療サービスの充実)

一般の歯科診療所では治療困難な障害のある児童等の歯科診療を確保するため、障害のある児童等の日常生活圏内において歯科保健医療サービスを受けることができるよう、訪問歯科診療も含め、歯科医師会と連携して充実に努めます。

(訪問看護の拡充)

医療機関、訪問看護ステーション、保健師、ホームヘルパーなど関係者の連携を密にして、在宅のねたきりの障害のある人や在宅療養者などに対する訪問看護の拡充に努めます。

(公費負担医療の実施)

障害者自立支援法で定める自立支援医療のほかに、本市では、重度心身障害者医療費助成や入院期間が2年を超える精神に障害のある人の入院医療費助成、心臓病治療費助成など独自の助成制度を実施しています。障害のある人の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けていただくため、制度の周知に努め、医療制度の改正の際には、サービスの低下を招かないよう努めていきます。

(2) 正しい知識の普及等

(障害のある人に対する医療従事者の理解)

医師・看護師をはじめとする医療従事者に、知的障害のある人、発達障害のある人など自らの意思を明確に示すことができない人に対する理解を求めています。

(精神疾患、難治性疾患等に対する正しい知識の普及)

障害の原因となる精神疾患、難治性疾患等の疾病、外傷等の予防や治療について、市民、保健・医療従事者等に対する正しい知識の普及を図るとともに、これらの疾病等に対する不当な偏見・差別や過剰な不安の除去を図っていきます。

(高次脳機能障害に対する理解の普及・啓発活動)

広く高次脳機能障害に対する理解を深めるための普及・啓発活動に努めるとともに、高次脳機能障害のある人に対する相談支援体制を県と連携を図りながら整備します。

4 リハビリテーションの充実

障害の軽減を図り、障害のある人の自立を促進するために、個々のニーズに応じた、適切なリハビリテーションを地域で受けることのできるよう体制の充実に努めます。

（医学的リハビリテーションの確保）

骨、関節等の機能や感覚器機能の障害および高次脳機能障害など医学的リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待されるものについて、適切な評価、病院から地域等への一貫した医学的リハビリテーションの確保に努めます。

（地域リハビリテーション機能の充実）

障害のある人が地域で個々のニーズに応じた適切な機能回復・維持訓練を受けられることのできる体制の整備を進めるとともに、障害者福祉プラザ、保健所・保健福祉センター、地域包括支援センター、医療機関等が連携して、地域リハビリテーション機能の強化を図ります。

（障害者福祉プラザにおける機能回復訓練の充実）

障害者福祉プラザにおいては、多目的ホール、温水訓練施設、機能回復訓練室、日常生活訓練室等で、理学療法士や作業療法士等の指導のもとに、障害のある人個人に対応した様々な機能回復訓練を実施しており、今後とも充実に努めます。

（リハビリ教室の充実）

脳卒中やケガなどにより在宅で療養している40歳～64歳の人や難病患者等の閉じこもりを防ぎ、自立した生活や社会参加を支援するために実施しているリハビリ教室の充実に努めます。

（パワーリハビリテーションの推進）

脳卒中や認知症、難病の人に実施しているパワーリハビリテーションを障害のある人にも積極的に参加していただけるよう推進します。

5 精神保健・医療施策の充実

市民の心の健康づくり対策を充実するとともに、精神に障害のある人に対する保健・医療施策を一層推進します。

(1) 心の健康づくり

(思春期テレフォン相談の充実)

思春期の子どもや保護者等を対象に、思春期に特有な保健・医学的問題等の相談を随時行う思春期テレフォン相談の充実を図っていきます。

(P T S D等への対応)

児童思春期における心の問題および心的外傷体験を受けた人の心のケアに係る専門家の確保並びに地域における相談体制の充実を図ります。

(うつ対策と精神保健福祉相談の推進)

うつ対策を中心とした自殺予防対策を講じていきます。また、保健所で実施している「精神保健福祉相談」の充実に努めるとともに、職場における心の健康づくり対策については、産業保健推進センターと連携を図ります。さらに、地域包括支援センターで実施している高齢者のうつや閉じこもり、認知症のケアについての相談の充実に努めます。

(睡眠障害を有する人への対応)

治療を要する睡眠障害を有する人に対する適切な相談体制の確保を検討します。

(アルコール関連問題対策の充実)

アルコール等の依存症についての理解や、家族の接し方、回復方法について学習するアルコールセミナーを継続し、自助グループ（断酒会、A A等）と連携し、予防活動を推進します。

(2) 精神疾患の早期発見・治療

(精神疾患の早期発見)

精神疾患の早期発見に努めるとともに、保健所・保健福祉センター、医療機関、心の健康センター等の連携により、適切な対応に努めます。

(精神科救急システムの確立)

富山県と協力し、様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムの確立に努め、地域における適切な精神医療の提供を推進します。

(他害行為を行った人に対する対応)

富山県と協力し、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った人に対する適切な医療の確保を推進し、地域における相談体制の充実を図ります。

(精神障害者保健所デイケアの充実)

作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等を行い、社会復帰の促進、地域における自立と社会参加の促進を図ります。

(精神科デイケア施設の整備)

回復途上にある精神に障害のある人の円滑な社会復帰を図るため、通所により生活指導や作業指導等を受ける精神科デイケア施設実施医療機関は、現在市内に10か所ありますが、今後も県と連携を図ります。

第3 生活支援サービス

障害者自立支援法に基づいて、障害のある人の生活の質の向上をめざして、各種サービスを推進します。

1 生活の場の確保・充実

障害のある人の地域での居住の場であるグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム等の量的・質的な充実に努めます。グループホーム等の整備にあたっては、民間事業者の参入を促進します。

(1) ケアホーム・グループホーム

(ケアホームの整備)

知的障害あるいは精神に障害のある施設入所(院)者等であって、地域生活を希望する人の受け皿であるケアホームの整備に努めます。

(グループホームの整備)

介護が必要でない障害のある人が共同生活を行うためのグループホームの整備に努めます。

(グループホーム等の宿泊体験)

入居希望者等に対するグループホームやケアホームの宿泊体験の実施を事業者に要請していきます。

(2) 福祉ホームの充実

本市には知的障害のある人を対象とする福祉ホームが1か所、精神に障害のある人を対象とする福祉ホームが3か所ありましたが、平成18年度に知的障害のある人を対象とする福祉ホーム1か所および精神に障害のある人を対象とする福祉ホーム1か所がグループホームに転換しました。障害のある人の地域社会における居住の場である福祉ホームの居住環境の向上の促進に努めます。

2 在宅サービスの充実

障害のある人が地域で当たり前の生活ができるよう、ニーズに応じて在宅サービスの量的・質的充実を努めるため、既存事業者の活用を図るとともに、新規事業者の参入を促進します。

(1) 訪問系サービス

(居宅介護体制の整備)

知的障害のある人や重症心身障害のある人などの障害特性を理解した適切な介護のできる居宅介護（ホームヘルプサービス）体制の整備に努めます。

(精神に障害のある人・難病患者等居宅介護の推進)

精神に障害のある人および難病患者等の居宅介護（ホームヘルプサービス）を推進します。

(行動援護の実施)

知的障害あるいは精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行う行動援護を実施します。

(訪問入浴サービスの実施)

重度の障害があるため、自宅で入浴が困難な人に対する訪問入浴サービスの実施を検討します。

(訪問理髪・美容サービスの充実)

在宅の外出困難な重度の障害のある人に出張経費を補助している訪問理髪・美容サービスの広報に努め、その充実を図ります。

(2) 通所系サービス

(生活介護の充実)

重度の障害のある人が利用する生活介護（介護型デイサービス）については、富山型デイサービスの利用も視野に置いて、その充実を図ります。

(療養介護の充実)

常時介護を必要とし、医療を要する障害のある人が、主として昼間において、病院等で行う機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話を行うサービス（療養介護）の充実について医療機関に働きかけます。

(地域活動支援センター 型の実施)

精神に障害のある人に対し、創作的活動・生産活動の機会の提供等を行う地域活動支援センター 型は、医療法人・社会福祉法人等に委託して実施します。

(地域活動支援センター 型の実施)

身体に障害のある人や知的障害のある人に対し、創作的活動・生産活動の機会の提供等を行うデイサービスは、地域活動支援センター 型として実施します。

(日中一時支援事業の実施)

障害のある人の家族の就労支援および障害のある人を日常的に介護している家族の負担軽減を目的として、障害のある人に日中における活動の場を提供する日中一時支援事業を実施します。

(3) 短期入所

(短期入所サービスの推進)

身体に障害のある人、知的障害のある人、精神に障害のある人および難病患者等の短期入所サービスを推進します。

(障害児短期入所の拡充)

障害児短期入所のサービス基盤を拡充します。

(重症心身障害のある人の短期入所施設の整備)

富山県と連携して、重症心身障害のある人の短期入所のサービス基盤を整備します。

(特別養護老人ホーム等の短期入所の利用の検討)

身近な施設である特別養護老人ホームの短期入所や介護保険サービスの短期入所施設、富山型デイサービスの短期入所等の利用について検討・推進します。

(4) 移動支援サービス

(移動支援事業の推進)

障害のある人が円滑に外出することができるよう、移動支援事業を推進します。

(福祉タクシー制度の充実)

社会参加促進を目的とする福祉タクシー制度の充実に努めます。

(精神に障害のある人の交通割引制度創設の働きかけ)

精神障害者保健福祉手帳所持者の鉄道やバスなどの運賃割引については、引き続き交通事業者等に実施を要望していきます。

(車いす利用者の送迎運行事業の検討)

車いす利用者をリフト付きの自動車で送迎・運行する事業について、タクシー事業者等に委託して実施する方法を含め、その事業化について研究します。

(5) 発達障害のある人の支援

富山県と連携して、発達障害のある人の支援体制を整備します。

3 施設サービスの見直し

ノーマライゼーション社会の実現のための方策の一つとして、大規模な施設における生活から、小規模な単位で地域の中に溶け込んだ生活への移行をめざします。

(1) 地域生活への移行

(入所(院)者の地域生活への移行の促進)

障害のある人の地域での生活を念頭に置いた社会生活力を高めるための援助技術を確立し、障害のある人本人の意向を尊重した入所(院)者の地域生活への移行を促進します。

(地域福祉への理解の促進)

「障害のある人は施設」という認識を改めるため、保護者、関係者および市民の地域福祉への理解を促進します。

(2) 施設の在り方の見直し

(入所施設に対する新たな考え方の普及)

入所施設は、住まいの場あるいは夜間の居場所という考え方が普及するよう努めます。

(入所者個々に応じたサービス提供体制の整備)

入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定するとともに、入所施設における支援を必要とする障害のある人の特性やニーズに対応する体制の整備に努めます。

(相互利用の推進)

障害のある人が身近なところで施設を利用できるよう、障害種別を越えた相互利用を進めます。

(障害者施設の活用)

障害者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置付け、その活用を図っていきます。

(個室化等の推進)

入所者の生活の質の向上を図る観点から、施設の一層の個室化等を図ります。

(第三者による評価事業の推進)

施設のサービスの質の向上を図るため、第三者による評価事業を推進します。

4 福祉用具等の利用促進

障害のある人にとって、障害によるハンディを補うとともに、日常生活の利便性を高めるために的確な補装具や日常生活用具等の利用が不可欠です。

(福祉機器展示コーナーの充実)

障害者福祉プラザの障害者福祉センター内の展示コーナーは、展示品目など内容の充実を図ります。

(福祉用具の利用の促進)

補装具や日常生活用具等の広報に努め、福祉用具の利用を促進します。

(寝具乾燥消毒サービスの充実)

在宅のねたきりの重度の障害のある人に対して実施している年2回の寝具乾燥消毒

サービスの充実に努めます。

(おむつの支給)

在宅の重度の障害のある人であって、おむつが必要な人の介護者の負担を軽減するため、おむつの支給は継続して実施します。

5 経済的支援

ノーマライゼーションの理念を実現し、障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるようにするため、障害のある人の経済的自立を支援します。

(年金や手当等の充実に要望)

障害のある人が地域社会の中で自立して暮らすためには、所得の確保が重要であり、所得保障の柱である障害年金等の公的年金制度や特別障害者手当等の各種手当制度の充実にについて、国に働きかけます。

(市の手当等の充実)

市が実施している心身障害者・児福祉金、介護手当および外国人障害者福祉手当については、充実に努めます。

(年金・手当等の周知)

年金制度に未加入であったり、保険料が未納であったりすると、障害者となっても障害基礎年金等が受給できません。また、年金と同様、各種手当等においても受給漏れがないよう周知に努め、相談の充実に努めていきます。

自立と社会参加を促進するために

障害者施策の基本は、障害のある人が、生涯のあらゆる段階において、能力を最大限発揮し、その人らしい自立した生活を送ることができるよう支援すること、および障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参加することができる社会を築くことです。

障害のある人一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障害の状況に応じた学習の機会の確保、雇用機会の拡大と福祉的就労の場の確保、スポーツ・レクリエーションや文化活動への参加機会の増大を図っていきます。

第1 療育・教育

障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばし、持てる能力を十分発揮できるよう、一人ひとりの障害の種類や程度、能力、適性等に応じてきめ細かな教育や療育を行うとともに、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症など障害のある子どもに対してそれぞれの必要に応じ、適切に対応していきます。

1 療育・幼児教育の充実

障害を早期に発見し、幼児期からの早期療育体制を充実することにより、障害の軽減と十分な発達を図ります。また、障害のある幼児と障害のない幼児がともに遊び、学ぶ機会の拡充に努め、豊かな人間形成をめざします。

(1) 障害があるとわかった時のフォロー体制

子どもに障害があるとわかったとき、親の不安の解消を図るとともに、適切な療育相談や福祉サービスの情報提供を行うことが求められています。このため、保健所・

保健福祉センター、保育所、幼稚園、療育機関、医療機関など、専門機関のネットワークを確立し、専門の相談、療育機関への紹介、手帳の取得や手当等の受給など迅速な対応に努めます。

(2) 早期療育

(療育相談の充実)

保健所では、乳幼児の4か月健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を通じて、発育および発達の経過観察の必要な乳幼児に対し、医療機関、障害児療育施設、保育機関等と連携を図りながら、それぞれの専門分野からの情報提供、育児相談等を行い、事業の充実に努めます。

(障害児通園(児童デイサービス)事業の充実)

在宅の障害のある児童が、適切な療育を受けることができるよう、通園の場を設けて日常生活動作や集団生活適応訓練等の指導を受けることができる障害児通園(児童デイサービス)事業の充実に努めます。

(障害児等療育支援事業の充実)

障害のある人の地域での生活を支援するため、障害児(者)施設の機能を活用し、療育、相談体制の充実に努めるとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行う障害児等療育支援事業を充実します。

(3) 早期療育施設の充実

早期療育のための通所施設として、本市には、肢体不自由児・難聴幼児通園施設「高志通園センター」と知的障害児通園施設「恵光学園」が設置されており、今後とも、療育内容の充実に努めていきます。また、交流保育や通園児以外にも療育相談を行うなど、地域での療育機能を果たす中核施設として充実していきます。

(4) 障害児保育・幼稚園教育

(保育所通所指導事業の充実)

障害のある児童と保護者が同伴で保育所へ通所し、健常児との集団保育や、その児童の特性に応じた個別指導を受けることにより、障害のある児童の健康の維持と発達

の援護を図るとともに保護者の育児を支援する保育所通所指導事業の充実を図ります。

(統合保育・幼稚園の統合教育の推進)

保育所や幼稚園において、障害のある児童が健常児とともに保育や教育を受ける統合保育・統合教育を実施しています。これらは、障害のある児童の健全な社会性を育むとともに、相互に情緒の成長発達を促進します。このことから、今後も、統合保育・統合教育について充実していきます。

(保育所入所児の障害児通園施設への通園)

保育所に入所している障害のある児童が、障害児通園施設へ通園して専門的な治療・訓練を受けることにより、療育効果が望める場合には、保育所から障害児通園施設への(並行)通園を実施しています。今後とも障害のある児童それぞれの状況に配慮して、事業の拡充に努めます。

(5) 発達障害のある児童への対応

児童の発達障害を早期に発見するため、保育・教育・保健医療関係職など児童と日常接する機会が多い職種の人に対して、研修等を行い、発達障害に関する知識を身につけさせます。

2 学校教育の充実

障害のある児童・生徒が、自らの可能性を最大限に伸ばし、卒業後は、自らの選択にもとづき自立した生活を送ることができるよう教育内容の充実に努めます。また、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒がともに学ぶ機会の拡充に努めるとともに、一人ひとりの障害の状況に応じた適切な教育が行えるよう、各学校における教育の充実を図ります。

(1) 就学相談・指導

(就学相談の充実)

教育センターの専門指導員による適切な就学相談の充実に努めるとともに、就学前の相談についても、児童相談所、療育施設、保育所、幼稚園、保健所・保健福祉セン

ター等と連携を図って実施していきます。

(担当職員の指導力の向上)

特別支援学校、特別支援学級、保育所、幼稚園、障害児通園（デイサービス）事業等の就学担当教員、保育士、施設職員等の連携を密にするとともに、研修の実施等により指導力の向上を図ります。

(保護者への情報提供)

障害のある児童の保護者に対しては、就学についての十分な知識・情報が伝わり、理解が得られるよう、関連資料の配布、事前の話し合い等を行います。

(2) 特別支援教育

(教員の指導力の向上)

特別支援学級担当教員による研修会をより充実し、教員の指導力を高めていきます。

(通常の学級担当教員の福祉に対する理解)

特別支援教育は、障害のある児童と特別支援学級担当教員の間でのみ行われるべきものではなく、通常の学級担当教員を含め学校全体で支援していく必要があります。このことから、通常の学級担当教員についても福祉に関する研修の場をもつことにより特別支援教育の充実を図ります。

(交流教育の推進)

特別支援学級と通常の学級との交流、小・中学校と特別支援学校との交流を行い、相互理解を深める教育の推進に努めます。

(当事者の選択支援)

交流教育などの就学形態については、当事者の希望や障害の種別、程度に応じた適切な教育の場が選択できるよう支援していきます。

(専門機関等との連携による支援)

学校現場において、障害のある児童に関する専門的な指導や支援が行えるよう、児童相談所や福祉事務所等の関係行政機関、障害児施設や特別支援学校等の専門療育・教育機関などと連携を図り、充実に努めます。

(通級による指導の充実)

通常の学級に通いながら、週1～3時間程度、言語・情緒・学習障害等の専門的な個別指導を行う「通級による指導」の充実に努めます。

(3) 発達障害のある児童への対応

(担当職員に対する巡回相談)

発達障害のある児童への指導方法について、学校の担当職員に対して専門家による巡回相談を行い、適切な教育が行えるようにします。

(発達障害の理解)

発達障害にはいろいろな種類があり、関係機関はその情報収集に努めるとともに、適切な支援に努めます。

(4) 教育施設のバリアフリー化

(学校のバリアフリー化)

学校のバリアフリー化を推進し、障害のある児童の受け入れを容易にしていきます。

(情報機器などの整備)

障害のある児童・生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、情報機器など学習を支援する機器・設備等の整備を推進します。

(5) 地域児童健全育成事業等

(地域児童健全育成事業および放課後児童健全育成事業の拡充)

地域における児童の健全育成を図るため、放課後などに子ども達が自主的に参加できる遊び場の提供を行う地域児童健全育成事業を、また、小学校1年生から3年生の留守家庭児童の保護育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施していますが、障害のある児童についても受け入れられるよう検討していきます。

(障害児放課後元気わくわく活動支援事業の継続)

特別支援学校等に通学している障害のある児童に対し、放課後や長期休暇中の遊び等の場を設けて、障害のある児童の主体性や社会性を育成するとともに、保護者の介護負担を軽減することを目的とする障害児放課後元気わくわく活動支援事業は、継続して実施します。

(日中一時支援事業の実施)

障害のある人を介護している家族が、通院等の社会的理由で介護できない場合に、障害のある人を日中において一時預かりする日中一時支援事業を実施します。

3 社会教育の充実

充実した生きがいのある人生を送るためには、生涯にわたって楽しく学び続けることが大切であり、障害のある人を対象とする社会教育の充実を図ります。

(1) 障害者理解

(人権教育推進事業による啓発)

「人権」に関する普及啓発の一環(人権教育推進事業)として、障害のある人への差別や偏見をなくすため、学習会やフォーラム等を開催します。

(各種社会教育の講座等による啓発)

各種社会教育の講座等において、障害のある人および障害の理解につながるテーマをとり上げて、市民に対する啓発を推進します。

(2) 障害のある人を対象とする学習機会

(学習機会の提供)

社会教育の推進を図るため、社会教育委員会議を設置しており、この会議を通じて、障害のある人の社会参加に必要な学習機会の提供に努めていきます。

(福祉施設における学習機会の提供)

福祉施設の学習カリキュラムと連携を図り、出前講座の開設や移動博物館・ギャラリーの開催など、学習機会の提供を検討します。

(3) 各種講座への参加

(障害のある人が参加しやすい環境づくり)

広く市民を対象とした講演会等において、手話通訳者や要約筆記者を配置したり、点字パンフレットを作成するなど、障害のある人が参加しやすい環境づくりを進めます。

(社会教育施設のバリアフリー化の推進)

公民館など社会教育施設は、改築等にあわせて、段差解消に努め、スロープや手すりを設置し、車いす利用者をはじめ、高齢者、障害のある人等も利用できるトイレを整備するなど、バリアフリー化を進めており、今後も推進していきます。

(4) 地域での障害のある人とのふれあい交流

(公民館事業におけるふれあい交流)

公民館事業に、介護講座や障害のある人との交流活動を盛り込むことを検討し、同じ地域に住む人同士が障害の有無に関わりなく参加できるような地域行事の実施に努めます。

(子どもたちとのふれあい活動)

学校休業日などに、児童がスポーツや文化活動を通じて、子ども同士や地域の人たちとふれあいを深める事業を実施し、この事業に障害のある児童等も受け入れて、学校外での活動体験の機会が広がるよう図っていきます。

(5) 福祉バスの利用促進

障害のある人の社会参加を促進するため、社会教育施設の利用や社会見学・野外活動への参加等にも利用していただいている車いす対応のリフト付福祉バスの運行は、さらに周知に努め、利用の促進を図っていきます。

第2 雇用・就労

職業的自立は、社会の一員として自覚を持つ社会的側面、生計を維持する経済的側面、生きがい等の精神的側面という3つの側面を持っています。障害のある人が生活していくうえで、この3つの側面は重要な意味を持つことから、職業的自立は大切であり、それを実現するための就労が重要な課題です。

就労の促進については、「雇用対策法」「職業安定法」「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」等に基づいて、障害のある人に対する職業訓練や事業主に対する助成、職場定着までの相談・指導等のさまざまな取組みを、国が主体となって実施しています。なかでも、障害者雇用促進法で定められている障害者雇用率制度等が大きく寄与し、事業主の認識と理解が徐々に深まりつつありますが、依然として、障害のある人の雇用情勢は厳しいものがあり、企業等へ障害のある人の雇用の拡充について理解と協力を求めていくこ

とが必要とされています。また、障害のある人が、可能な限り一般企業等への就労や自営業を営めるよう、障害の程度や種別に応じた職業リハビリテーションなど、きめ細やかな対策を総合的に講じることが重要となっています。そのため、障害のある人の、障害に配慮した適切な雇用の場の確保と条件整備の促進に努めるとともに、障害のため就労が困難な人の働く場の確保を図っていきます。

1 一般就労の拡大と支援

各企業、国、県、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、雇用開発協会、障害者職業センターなどと連携して、障害の特性に応じたきめ細かな施策を総合的に講じ、障害のある人の雇用・就労の場の確保に努めます。

(1) 事業者への啓発、広報

(事業者の理解の促進)

障害のある人ができるかぎり一般就労できるよう、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障害者雇用について、地元の工場や商店など事業者の理解を促進するための啓発に努めます。

(助成金や優遇措置等の周知)

事業者に対し、障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金や税制上の優遇措置等の周知を図ります。

(精神に障害のある人の就労の促進)

精神に障害のある人についても障害者雇用率制度の対象となりました。国等の関係機関と連携して周知に努めるなど、精神に障害のある人の就労の促進を図ります。

(障害者雇用促進ガイドブック等の活用)

事業主等に障害のある人への理解を深めていただくため、障害に関することや職場で配慮すべきこと、また雇用支援機関や各種助成制度など、障害のある人の雇用に関する情報を掲載したガイドブック等の普及に努めます。

(2) 雇用機会の拡大

(特例子会社の設置)

障害のある人の雇用環境に特別の配慮を行い、障害のある人を集中的に雇用する特例子会社の設置の普及に努めます。

(在宅就業やS O H O等への支援)

通勤することが困難な障害のある人の就労促進のため、時間と場所に制約がなく仕事ができるITを活用した在宅就業やS O H O等について、国や県の検討状況を踏まえつつ、その普及や支援策を講じていきます。

(就労相談・就労情報の提供)

障害のある人の就労促進のため、就労相談や就労情報の提供を推進します。

(3) 雇用・就労の支援

(就労移行支援の推進)

就労を希望する障害のある人が、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を受ける「就労移行支援」を推進します。

(障害者就業・生活支援センターのPR)

就労を希望する障害のある人の就労に至る支援や障害のある人の就労を継続する支援を行う障害者就業・生活支援センターのPRを行います。

(ジョブコーチ制度の普及)

障害のある人の側に立つ就労援助者が職場に出向いて仕事を共にするジョブコーチ制度や、視覚・聴覚に障害のある人の業務を補助するヒューマンアシスタントの普及を図ります。

(事業主に対する支援)

障害のある人の雇用を促進するため、事業主に対する支援の充実を図ります。

(職場環境の改善)

障害のある人が働きやすい職場環境にするための啓発活動に努めていきます。

(就労支援体制の充実)

就労と生活全般の安定を図るため、職場訪問、家庭訪問などによる就労支援体制の充実を図ります。

(職業リハビリテーションの充実)

国・県と連携して、障害のある人の特性に配慮した職業リハビリテーションの充実を促進します。

(就労支援のためのネットワーク化)

障害のある人が、可能な限り一般就労ができるよう支援を行うため、障害者就業・生活支援センターを中心とした関係機関(公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉法人、障害者団体、その他行政機関)との連携によるネットワーク組織の構築を要請していきます。

(4) 障害者雇用に関する市の対応

(職員の計画的な採用)

市は、民間企業に率先して障害者雇用率を達成できるよう、職員の計画的な採用に努めます。

(就労形態の研究)

パートタイム、フレックスタイムなど、障害の種類や程度、障害のある人の能力に応じた就労形態について研究していきます。

(職場環境のバリアフリー化)

市役所、総合行政センター、保健所・保健福祉センターをはじめとする職場環境のバリアフリー化を進めます。

(障害者施設等からの優先購入等)

市は、就労継続支援事業者等から優先的に物品を購入し、又は役務の提供を受けるよう努めます。

(入札等への障害者雇用事業者の優遇)

市の入札参加資格の認定にあたり、その評価項目に障害者雇用の状況を取り入れ、積極的に障害者雇用対策を進めている事業者が優遇されるように努めており、さらに適用範囲を拡大することを検討します。

2 福祉的就労の支援

障害のある人が自ら選択した就業生活を実現することが可能となるよう、福祉的就労の場である授産施設等の自立訓練や就労移行支援等の機能を強化するため、自立生活が困難な人が地域生活へ移行するために必要な訓練を行う自立訓練、一般企業等への就労に向けて必要な訓練を行う就労移行支援、一般企業での就労が困難な人を雇用し、その職業遂行を支援し、障害のある人の職業能力の向上を図る就労継続支援など、施設の機能を分類するとともに、障害のある人自身のニーズや就労能力に応じて、自分に相応しい施設を利用できる仕組みづくりに取り組みます。

(1) 自立訓練事業

(自立訓練事業の実施)

自立訓練事業は、特別支援学校卒業者、精神病院退院者、入所施設退所者等が自立した日常生活または社会生活ができるよう必要な訓練を受けるものです。障害のある人の地域生活の移行を容易にするため、自立訓練事業を実施します。

(宿泊型自立訓練の実施)

精神に障害のある人や知的障害のある人の入所・入居施設を活用して、宿泊型の自立訓練を実施します。

(2) 就労継続支援事業

(就労継続支援事業の推進)

一般就労が困難な障害のある人のための就労継続支援事業は、事業者と連携して進めます。

(就労継続支援事業(A型)の設置促進)

福祉工場は精神に障害のある人を対象とするものが市内に1か所ありますが、他の障害のある人も利用できる福祉工場(就労継続支援事業(A型))の設置を事業者等に働きかけていきます。

(就労継続支援事業(B型)の促進)

障害のある人の福祉的就労の場を確保するため、既存の授産施設等に対して就労継続支援事業(B型)の実施を検討・推進していきます。

(共同作業所の就労継続支援事業等への移行)

共同作業所については、将来的には就労継続支援事業への移行などについて検討・推進していきます。

(3) 共同作業所

(地域活動支援センター 型への移行)

現行の共同作業所のうち、条件を満たすものは、地域活動支援センター 型へ移行します。

(共同作業所の指導)

共同作業所は、障害の種類や程度に応じた作業を行っていますが、より障害のある人個々に応じた活動・訓練の場となるよう指導をしていきます。

(軽作業の提供、授産商品の発注)

障害のある人の就労と社会参加促進のため、障害者福祉プラザや総合社会福祉センターの清掃業務を知的障害のある人の共同作業所に委託しており、「障害福祉のしおり」の印刷製本を授産施設に、点字版を障害者団体に発注しています。今後、これらの軽作業の提供や授産商品の発注等を拡充していきます。

第3 スポーツ・レクリエーション、文化

障害のある人にとって、スポーツ・レクリエーション、文化活動への参画は、社会参加という視点だけでなく、本人の生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために重要であり、これらの事業の実施・援助に努めます。

1 スポーツ・レクリエーションの振興

障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、障害のある人を含めた市民が一体となったスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

(1) スポーツ・レクリエーション

(スポーツ・レクリエーション活動への支援)

身体に障害のある人の野外でのレクリエーション活動に支援を行っていますが、障害のある人が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、各種スポーツ・レクリエーション大会等のイベント開催の促進を図ります。

(各種イベントにおける障害のある人の参加)

各種イベントや行事等の実施については、その企画・立案段階から障害のない人とともに障害のある人の参加を促進し、障害のある人にとっても意義のあるイベントとなるよう、実施方法についても検討していきます。

(福祉バスの利用促進)

障害のある人の社会参加を促進するため、各種イベントやレクリエーション活動への参加等にも利用していただいている車いす対応のリフト付福祉バスは、さらに周知に努め、利用の促進を図っていきます。

(2) スポーツ施設等

(スポーツ施設の利用促進)

富山勤労身体障害者体育センターや富山市総合体育館、市民プールなどの市営スポーツ施設において、障害のある人に配慮した利用促進を図り、スポーツ・レクリエーションの振興に努めます。

(施設利用者のグループ化)

スポーツ施設を利用される障害のあるスポーツ愛好者たちのグループ化を図り、指導や支援を行い、より一層のスポーツ活動の活性化を図ります。

(スポーツ施設のバリアフリー化)

スポーツ施設については、障害のある人に利用しやすいようバリアフリー化を推進していきます。

(障害者福祉プラザの多目的ホールの利用)

障害者福祉プラザの多目的ホール(小体育館)は、機能訓練や各種教室が開催されていないときは、障害のある人に開放して、スポーツやレクリエーション等の各種イベントに利用され、利用にあたっては、運動指導員が支援を行っています。今後も、これら支援体制の充実を図り、利用の促進に努めていきます。

(3) 指導員の養成

毎年、富山県身体障害者スポーツ協会の実施する指導者講習会について、施設や事業所に周知を図りながら、障害者スポーツの指導員の養成に努め、障害者団体等の開催するレクリエーション大会での支援・協力を行っており、さらに養成等に努めていきます。

2 文化活動への参加促進

障害のある人が参加できる趣味の講座や芸術鑑賞、障害のある人の作品展などの開催を支援し、文化活動への参加を促進します。

(1) 参加する機会の拡充

障害のある人のニーズに応じた趣味・文化活動の実施や情報の提供に努め、障害のある人の社会参加の機会の拡充に努めます。

(2) 発表の場の提供

「障害者週間」の関連事業として、心身障害者（児）作品展を開催し、障害のある人が施設や学校等で作成された絵や手芸品等を展示する機会を提供しており、また、障害者福祉プラザにおいても、障害者団体等から発表の場として、施設の使用の申し入れがあった場合には無料で提供しています。今後、これらを含め、発表の場の提供や、会場の提供についても拡充を図っていきます。

(3) 文化活動等への支援

（名義後援の推進）

障害者団体等が実施する各種文化事業や大会等の活動に対し、障害者理解や障害者福祉・教育に意義のあるものについては市が名義後援をして、活動の推進に努めます。

（活動支援の検討）

障害のある人の心の豊かさや潤いを感じられる環境づくりが一段と求められており、障害のある人を含む市民の文化・芸術活動に対する支援の方法について検討していきます。

(4) 文化施設等における支援

(市営施設無料入場事業の拡充)

障害のある人や高齢者の社会参加の促進と生きがいを高めるため、市営の文化・スポーツ施設の観覧料等に対し、減免措置を実施しています。今後、新設される施設についても拡充を図っていきます。

(公民館のバリアフリー化に対する助成)

地域の障害のある人や高齢者等が集い交流する場である地域の公民館の建設に対し助成を適宜実施していますが、バリアフリー化についても助成の充実を図っていきます。

3 公共施設の有効利用

本市には、少子化や合併などの社会情勢の変化により公共施設の空き部屋などがあり、これらを障害のある人をはじめとした地域住民のために有効活用していきます。

(公民館などの公共施設の柔軟な運営)

公民館については、集いの場など、地域の活動の場の一つとして活用できるよう努めます。公共施設については、障害のある人をはじめとした住民のニーズに応じた柔軟な運営に努めていきます。

(学校の余裕教室等の活用)

本市には、統合のため廃校となった建物や、学校の余裕教室（空き教室）があります。これらを開放して、地域の活動の場として活用できないか検討します。

(総合行政センター等の空き部屋の活用)

総合行政センター等の公共施設には使用していない部屋があります。これらを障害のある人をはじめとする地域住民の福祉の向上のために活用できないか検討を進めます。

バリアフリー化を促進するために

これまでのわが国のまちづくりは、経済成長と都市化の進展のなかで、経済効率優先で進められ、障害のある人や高齢の人に十分配慮されていないきらいがありました。その結果、道路や建物の多くに段差があるなど、障害のある人や高齢者が、ひとりで自由に移動できない状況があります。

住宅を含む建築物や道路の段差の解消、エレベーターの設置、出入口の自動ドア化などは、すべての人にとって安全で快適かつ便利なものです。各種の施設・設備の整備にあたっては、車いす使用者、目や耳の不自由な人たちのために特別に行うのではなく、利用するすべての人に配慮するというユニバーサルデザインの考え方が必要です。

すべての市民にとってやさしいまちづくりは、ノーマライゼーション理念を具現化するための主要な施策と位置づけ、積極的に取り組みます。

第1 すべての人にやさしい街づくり

障害のある人や高齢の人を含めたあらゆる人に配慮して、公共交通機関、道路、建築物、公園の施設等の整備を進めるとともに、市民の街づくりへの参加意識を高め、障害のある人をはじめとした利用者の意見を聞きながら、市民、行政、事業者が一体となって、すべての人にやさしい街づくりを推進します。

1 公共交通機関の整備

民間交通事業者の協力を得て、障害のある人が安全に利用できる公共交通機関の整備に取り組みます。

(1) バス、タクシー

(障害のある人にわかりやすい案内)

バス車内での行先および停留所の案内は、音声・字幕により行うとともに、行先案内表示を乗降口等にも設置するなど、すべての人が安心して乗降できるよう交通事業者と協力を求めます。

(低床バス・ノンステップバスの増車・路線拡大)

低床バスの路線の拡大を図るため、交通事業者が購入する車両への支援を行います。また、段差のないノンステップバスの導入についても、交通事業者に働きかけていきます。

(低床バス・ノンステップバスにあわせたバス停の整備)

低床バスやノンステップバスの導入にあわせて、市道に設置されたバス停においては、乗降がしやすいように段差の解消を図るなど環境整備に努めていきます。

(タクシー利用への便宜)

障害のある移動困難な人の社会参加を促進するため、タクシーの利用に対して市が助成を行っており、タクシー事業者の福祉車両の購入に対しては県が助成を行っています。これら制度の積極的な活用を推奨するとともに、障害のある人が、タクシーを利用する場合の配慮や介助についても、乗務員の教育・研修を行うようタクシー事業者と要望していきます。

(2) 電車、駅等

(市内電車のバリアフリー)

富山ライトレール・富山港線は、高齢者や障害のある人にもやさしい全国初の本格的な次世代型路面電車システムとして注目を集めています。市においては、新たに市内電車の環状線化を計画しており、この路線においても高齢者や障害のある人にやさしい市内電車をめざします。

(駅施設のバリアフリー化に対する助成)

障害のある人や車いす使用者が駅構内を移動しやすいよう、エレベーターの設置・改修や改札口の改修、案内表示の設置を促進していきます。

(駅周辺のバリアフリー化)

JR富山駅周辺においては、障害のある人たちに対して、バスや路面電車など公共交

通機関や周辺施設とのアクセス性を高めるため、駅広場や南北地下歩道などにおいてバリアフリー化を推進しています。現在、JR富山駅周辺の事業として、鉄道の高架化、駅前広場等の整備、北陸新幹線駅の設置等が計画されており、これらの整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方のもとに進めていきます。

2 みちの整備

歩道の拡幅、段差の解消、その他車いす使用者や視覚に障害のある人等の移動の利便を確保し、車中心の「道路」から人中心の「みち」への転換を図ります。

(1) 歩道

(歩道拡幅等の整備)

幹線道路の歩道は、歩行者や車いす等が安全かつ快適に通行できるよう、歩道幅員3.0m以上を目標として整備を進めます。その他の歩道でも、幅員2.0m以上で整備を図ります。

(歩道路面上の整備)

障害のある人や車いす利用者が安心して歩けるよう段差の解消に努めます。段差の切り下げ部分の勾配は5%以内で整備を進めます。ただし、視覚に障害のある人に配慮して、歩車道間の段差を2cm確保します。

(歩行空間の確保)

車いす使用者や視覚に障害のある人などの通行の妨げとなる商品や看板、放置自転車等の撤去などの指導に努めます。

(溝ぶたの構造)

歩道の幅員内に排水溝を設ける場合の溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造にします。

(歩行ネットワークの推進)

障害のある人がよく利用する福祉施設や病院等の公共施設を中心に、安全で快適に歩ける道路網の整備に努めます。

(冬期間における歩行空間の確保)

冬期積雪時においても、障害のある人や高齢者が安全に歩けるよう、歩道除雪を進

めるとともに、消雪装置の設置による無雪歩道化を推進します。

(視覚障害者誘導用ブロックの整備)

視覚に障害のある人がよく利用する中心市街地や公共施設・福祉施設等を中心に、視覚障害者用誘導用ブロックの整備を促進します。

(快適な歩行空間の確保)

シンボルロード(都市計画道路総曲輪線)においては、歩行者が立ち止まり、休憩し、くつろげるよう、ベンチ、バスシェルター、足下灯、案内表示板などのストリートファニチャーの設置を進めるとともに、「たまり空間」として、ポケットパークを設置します。

(2) 道路等

(車優先から人優先の道路へ)

住居・商業地域における通過交通の抑制により、車優先から人優先の道路へとシフトし、障害のある人が安心して安らげる道路空間の整備を図ります。

(音響式信号機・弱者感应制御式信号機の設置)

視覚に障害のある人の安全を確保するため、福祉施設や病院などの公共的施設周辺や要望の多い交差点に音響式信号機・弱者感应制御式信号機の設置を働きかけていきます。

(3) 障害のある歩行者への支援

車いす使用者や視覚に障害のある人が困っているのを見かけたら、誰もが気軽に手助けをするのがあたりまえという考え方の普及を図ります。また、自動車を運転する人も、障害のある歩行者に配慮して運転するよう広報します。

3 建築物の整備

だれもが利用しやすいように公共施設のバリアフリー化に取り組むとともに、民間の不特定多数が集まる施設等のバリアフリー化を促進します。

(1) 民間の公共的建築物

(バリアフリー新法によるバリアフリー化)

バリアフリー化を積極的に進めるため、不特定多数の人々が利用する建築物で新築されるものについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」にもとづき、建築主に対する必要な指導および助言等を行うとともに、優良建築物に対する助成、税制上の特例措置および公的融資による支援策を広報し、バリアフリー化を積極的に誘導します。

(建築物のユニバーサルデザイン化)

乳幼児から妊産婦、車いす使用者や高齢者まで広く使用できる多目的トイレ・オストメイトトイレの普及を推進します。また、窓付きエレベーターや聴覚に障害のある人・視覚に障害のある人に配慮した緊急避難誘導設備などの設置を促進します。

(2) 公共建築物

(市の建築物のバリアフリー化)

本市が新たに建設する建築物については、バリアフリー化を推進します。本市の既存の建築物については、改善可能で緊急性の高いものから順次改善します。

(すべての人に配慮した高度なバリアフリー化)

市役所、市民病院等の窓口に手話通訳者の配置、字幕、振動呼び出し器等による案内システムの導入など、市の施設について、障害のある人をはじめとしてすべての人の利用に配慮した高度なバリアフリー化を進めます。

(おむつ交換用ベッドの設置)

障害者用トイレに、重度の障害のある人を含めたおむつ交換用ベッドの設置を図ります。

(国際シンボルマーク等の掲示)

障害のある人が容易に利用できる建物・施設については、国際シンボルマーク等を掲示し、バリアフリーについての理解を高めていきます。

(障害者用駐車スペースの確保)

公共施設の障害者用スペースの確保に努めるとともに、障害者用駐車スペースに健常者が駐車しないよう啓発に努めます。

4 公園、水辺空間等オープンスペースの整備

道路や建築物以外の都市を構成する様々な施設や設備のバリアフリー化を推進し、障害のある人をはじめすべての人が快適に利用でき、親しめる環境を整えます。

(1) 公園

(公園におけるバリアフリー化)

公園においては、障害のある人や高齢者に配慮した段差の解消、園路のスロープ化等のバリアフリー化を推進するとともに、都市公園における近隣公園（面積の標準規模が2ha）以上の公園については、視覚に障害のある人に配慮した点字表示や誘導ブロックの整備を行います。これらについては、新設の公園についてはもちろんのこと、既存の公園の改良にあたっては計画的に推進します。

(公園における多目的トイレの設置)

近隣公園以上の公園については、乳幼児から妊婦、車いす使用者、高齢者まで広く利用できる多目的トイレの整備を計画的に進めます。

(公園のユニバーサルデザイン化)

「障害のある人のため」という特別な場所や道具を用意するのではなく、障害の有無や子ども・大人・高齢者を問わず、すべての人が憩い楽しむことができる空間づくりをめざす「ユニバーサルデザイン」を導入した公園の整備を行います。そのために、障害のある人などの関係者の意見を聞き、より優れた設計をめざします。

(2) 水辺空間等の整備

障害のある人が安全かつ快適に水辺空間を楽しむことができるよう、緩傾斜のスロープ、手すり、休憩施設等を整えた河川の整備を進めます。

第2 住環境の整備

障害のある人が、地域のなかで安心して暮らしていけるように、障害のある人一人ひとりの日常生活に配慮した住居の整備を促進します。

1 民間住宅への助成

重度の障害のある人の在宅生活を支援するため、住宅のバリアフリー化への助成等を推進します。

(住宅のバリアフリー化への助成)

重度の障害のある人の在宅生活を支援するために、玄関や居室の段差解消、便所や階段等の手すりの設置など、住宅のバリアフリー化に対する助成の充実に努めます。

(住宅のバリアフリー化への貸付制度の周知)

住宅のバリアフリー化に対する融資制度については、住宅金融公庫の割増融資制度など公的な制度がいくつかあり、これら制度の積極的な活用を図るよう周知に努めます。

(家賃債務保証のPR)

賃貸住宅を高齢者や障害のある人に賃貸する貸主の家賃滞納等の不安を解消するため、高齢者住宅財団において高齢者や障害のある人の世帯の家賃債務保証を行っており、この制度のPRに努めます。

2 市営住宅の改善等

障害のある人が住みやすいよう配慮された市営住宅の確保に努めます。

(障害者向け市営住宅の確保)

市営住宅の建設や建替にあたっては、車いす使用者など障害のある人が優先入居できるバリアフリー化された障害者向けの住宅を確保するよう努めます。

(既存の市営住宅の改善)

既存の市営住宅について、障害のある人や高齢者などが住みやすいよう、床段差の解消や手すりの設置などのバリアフリー化を図る住居改善に努めます。

(シルバーハウジング(高齢者世話付住宅)の供給)

高齢者世話付住宅は、福祉サービスなどと密接な連携のもと、生活指導や緊急時の対応にあたる生活援助員(LSA)が配置され、また、デイサービス施設等も併設されている場合もあります。今後、これらの整備を進める中で、障害のある人の入居も検討していきます。

第3 防災・防犯対策

災害時要援護者といわれる障害のある人が、安心して暮らせる社会を実現するため、防災思想・知識の普及を図るとともに、地域住民をはじめ、関係団体、福祉関係者、ボランティア等の連携による支援体制を確立します。

1 在宅の障害のある人に対する防災対策

防災思想や防災知識の普及を図るとともに、災害時の地域における障害のある人の支援体制の確立に取り組みます。

(1) 防火防災意識の高揚

(防火防災意識の高揚)

防災思想の普及を図るため、総合防災訓練を実施するとともに、広報紙、コミュニティFM、パンフレット、出前講座等あらゆる機会を通じて、防火防災意識の高揚を図ります。また、災害時要援護者を地域ぐるみでサポートする意識の醸成を図ります。

(防災知識の普及啓発)

自主防災組織の育成などを通じて、住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めます。

(火災警報器の設置促進)

住宅用火災警報器の設置を促進するため、消防団や自主防災組織などとの連携により啓発活動を促進します。

(一般住宅の耐震性の向上)

阪神・淡路大震災では、古い木造家屋を中心に多くの住宅が被害を受けました。そのため、住宅の耐震補強に関して、市民に対する啓発を図るとともに、相談体制についても整備していきます。

(救急知識の普及)

救急知識の普及・啓発のため、市民、事業所、各種団体に対して、救命講習会等を開催します。

(2) 災害時における状況把握と支援体制

(消防総合指令情報システムとの連携)

障害のある人を災害から守るため、民生委員・児童委員等の協力を得て、所在情報や障害等の詳細情報を事前に把握し、地図情報システムと連携を図りながら、災害時に早期対応できるシステムの整備について検討します。

(地域の支援体制の確立)

災害時における情報取得や避難行動に際し、障害のある人やその家族のみでは困難を伴うケースが多く、これらの人を守るためには近隣住民等の協力や支援が必要です。このため、日ごろから良好なコミュニケーションを保つとともに、地域における自主防災組織の結成、活発化を図り、災害時においては、地区センターを拠点として、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者地域生活アドバイザー、ボランティアなどとの連携をとることができるよう、地域での支援体制の確立に取り組んでいきます。

(避難所のバリアフリー化および耐震性の確保)

災害時において、避難所となる小・中学校については、バリアフリー化を推進していきます。また、これらの避難所の耐震性の確保については、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修、建て替えなどを実施するとともに、震災時における機能確保を図るため、情報・通信設備、電気設備、ガス設備、給排水設備、消防設備等に関しても、耐震性の向上に努めていきます。なお、コミュニケーション障害や行動障害のある人にとって安心できる社会福祉施設を災害時の避難所とすることを検討します。

(介護者の確保)

避難所等での介護者の確保を図るため、平常時よりホームヘルパー、ガイドヘルパ

一、手話通訳者等の専門職の意識づけ、ボランティアの登録の推進に努めます。

(緊急時の対応)

障害のある人自身の災害対応能力に配慮した緊急通報装置等の通報を確保し、緊急時の対応を図ります。

(災害ボランティアネットワークの拡充)

災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時からさまざまな団体が相互の連携を強化し、災害ボランティアに関する諸問題の検討や環境の整備を図るため、災害ボランティアネットワーク会議を開催しています。災害ボランティアネットワーク会議は、ボランティアのネットワーク組織でもあり、災害時要援護者の支援などの活動の拡充を推進していきます。

2 障害者施設における防災対策

地震などの災害時においては、障害者施設では大きな被害と混乱が予想されるため、障害者施設の防災対策を推進します。

(障害者施設の耐震性の向上)

障害者施設では、地震等の災害時には、大きな被害の発生が予想されます。これらの施設の耐震性を強化するため、耐震診断および耐震改修等の実施について指導し、被害の未然防止に努めていきます。

(障害者施設の災害対策の推進)

障害者施設には、災害発生時に自力で適切に行動することが困難な人が多数入所又は通所しています。これらの人の安全を確保するために、施設に対して、防災計画の作成や防災訓練の充実、施設や設備等の安全点検、地域社会との連携の推進、緊急連絡先の整備、災害用物資の備蓄等、災害対策の推進について指導していきます。

3 防犯対策の推進

障害のある人が犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を推進します。

(防犯ネットワークの確立)

地域住民と警察署による防犯ネットワークの確立と、障害のある人に対する防犯知識の普及に努めます。

(不当な訪問販売等への対応)

障害のある人が不当な訪問販売等の被害に遭わないようにするための消費生活相談などの支援体制を充実します。

推進基盤の整備

この計画を推進していくためには、特に保健・福祉分野に多くの人材が必要です。こころのこもったサービスを提供できる従事者の確保と養成を図ります。

また、本計画は、保健・医療、福祉、教育、労働、生活環境など広範な分野や、国、県、障害保健福祉圏域の市町村、関係団体などとの密接な連携のもとに、総合的・計画的な推進を図ります。

1 専門職の確保と養成

障害のある人の自立支援は、それぞれの障害に対する専門的な知識を持っている人が対応する必要があります。今後、多くの専門職が必要となることから、その養成と確保に努めます。

（有資格者の採用）

サービスの質の確保を図るために、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、理学療法士、手話通訳士などの有資格者を採用するよう、サービス提供事業者等に要望していきます。

（専門職の適切な配置）

理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、精神保健福祉士、社会福祉士および司法精神医療、児童精神医療等に係る医師、看護師等の適切な配置に努めます。

（専門職員の資質の向上）

保健・医療・福祉事業従事者の連携を図り、障害の原因となる疾病等の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するため、その基礎となる専門職員の資質の向上を図ります。

（身体障害者相談員等の充実）

障害のある人の相談に応じ、必要な指導等を行うために、身体障害者相談員を66人、知

的障害者相談員を15人、精神障害者地域生活アドバイザーを41人委嘱していますが、その機能を十分果たすことができるよう、研修等を通じて充実を図ります。

(民生委員・児童委員などの障害理解教育)

地域で福祉活動に携わる民生委員・児童委員などに、障害についての理解を深めてもらい、日々の福祉活動を通じて、地域に広めてもらうことにより、ノーマライゼーション理念の浸透を図ります。

2 体制の整備と連携

障害のある人のライフステージに応じて、総合的なサービスを提供するために、障害のある人の生活に密着している保健・医療、福祉をはじめとする関係分野の連携と、国、県および障害保健福祉圏域の市町村、社会福祉法人をはじめとする民間団体など関係機関のネットワーク化を図っていきます。

(1) 庁内体制の整備と連携

(保健・医療と福祉のネットワーク化)

障害のある人のライフステージに応じて総合的なサービスを提供するために、保健と福祉部門の連携の強化を図り、障害福祉課、障害者関連施設、保健所・保健福祉センターなどの保健・医療と福祉の関係機関のネットワーク化を推進します。

(教育と保健・医療・福祉の連携)

障害を早期に発見して早期療育に結びつけるため、教育部門と保健・医療・福祉等関係機関の連携を密にしていきます。

(雇用と福祉の連携強化)

授産施設等の利用者のなかには一般就労に移行可能な人もいることから、障害福祉課や福祉施設など福祉部門と公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターなど雇用部門との連携を強化します。

(福祉と建設の連携)

バリアフリー化を促進するために、福祉部門と建設部門等の連携を強化します。

(2) 国、県および近隣市町村との連携

広域的に取り組む必要があるものについては、国、県および富山障害保健福祉圏域市町村と連携して推進します。

(3) 民間との連携

福祉サービスの提供やすべての人にやさしい街づくりでは、民間企業、民間病院等の協力が不可欠であり、障害者団体、市社会福祉協議会、医師会、経済団体、ボランティア団体等とのネットワーク化を進めます。